

子育て世帯を支援します

子育て支援課 (☎017-734-5334)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯への支援のため、原油価格・物価高騰等緊急対策として子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

◆ひとり親世帯分

●対象・支給額

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者のかた
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る
- ③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた

児童一人当たり一律 **5万円**

●支給手続・支給時期

- 対象①に該当するかた…申請不要（個別にお知らせを送付済）
▶6月23日(木)に児童扶養手当を受給している口座へ振込予定
- 対象②③に該当するかた…**申請が必要**
▶7月1日(金)から駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の申請窓口で受付
▶申請内容を確認し、7月下旬以降に支給予定

※提出書類等、詳細はお問合せください



◆ひとり親世帯以外の子育て世帯分

●対象・支給額

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度住民税（均等割）が非課税のかた
- ②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）の養育者で、以下のいずれかに該当するかた
※令和4年4月以降令和5年2月末までに出生した新生児も対象となります
- 令和4年度住民税（均等割）が非課税のかた
- 令和4年1月1日以降家計が急変し、収入が住民税非課税相当となったかた

児童一人当たり一律 **5万円**

●支給手続・支給時期

- 対象①に該当するかた…申請不要（個別にお知らせを送付済）
▶6月30日(木)に児童手当（または特別児童扶養手当）を受給している口座へ振込予定
※公務員のかたは、対象①に該当する場合も申請が必要です
- 対象②に該当するかた…**申請が必要**
▶7月1日(金)から駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の申請窓口で受付
▶申請内容を確認し、7月下旬以降に支給予定

※ひとり親世帯分の対象となった児童は、支給の対象外です
※提出書類等、詳細はお問合せください

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

～申請期限を8月31日まで延長します～

生活福祉課 (受付専用 ☎017-718-0248)

総合支援資金の貸付の終了等により、生活に困窮する世帯に対して支給する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、申請受付期間が令和4年8月31日(水)まで延長となります。

●対象・支給額（月額）

- 総合支援資金の貸付（県社会福祉協議会実施）を終了した世帯（令和4年8月末までに貸付を終了する世帯を含む）
- 上記に該当し、以下の全ての要件を満たしている世帯 ※生活保護受給世帯を除く
 - 【収入】①市民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額を超えないこと（持ち家世帯も対象）
 - 【資産】預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - 【求職等】ハローワークでの相談や応募・面接等、または生活保護の申請（求職等の要件が緩和されています。詳細はお問合せください。）

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

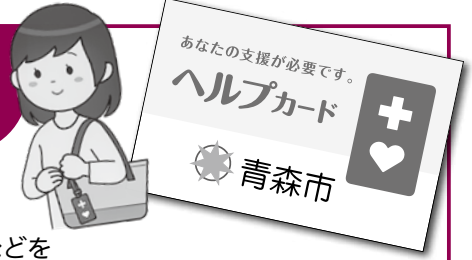
●支給期間

申請月から3か月間（最大2回、申請受付は令和4年8月末まで）



知っていますか？「ヘルプカード」

障害がい者支援課（☎017-734-5319）



ヘルプカードとは、障がいなどがあり、自分から「困った」「手助けしてほしい」となかなか伝えられないかたが、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活や緊急時、災害時などに周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで、手助けを求めやすくするカードです。ヘルプカードは、「手助けがほしい人」と「手助けできる人」をつなぐカードです。

●障がいのある人が困っていたら…

聴覚障がいや内部障がいなど、外見からは障がいがあることがわかりにくい場合があります。『ヘルプカードを持っていて、何か困っているような人』を見かけたら、「何かお手伝いをすることはありますか？」と声をかけましょう。皆さんのご理解とご配慮をお願いします。



ヘルプマーク

「ヘルプマーク」を身につけたかたを見かけた場合は、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

●ヘルプカードの活用場面

緊急のとき

道に迷ったとき、パニックや発作、体調が悪くなったときは、短い言葉で優しく声をかけてください。ヘルプカードにはパニックや発作の際の対処法などを書いています。

災害のとき

災害が発生したとき、災害により避難行動が必要なときは、落ち着けるように、優しい言葉で具体的にゆっくり状況を伝えてください。安全確保を優先して連絡先に連絡をしてください。

放課後児童支援員を募集しています
保護者が日中不在となる家庭の小学生を対象に開設している放課後児童会で、遊びや生活の支援を行う「放課後児童支援員」及び「代用支援員※」を募集しています。詳細はお問合せください。※放課後児童支援員が休んだときに代替として勤務（土曜日、学校休業日のみの勤務も可）
放課後児童会開設時間
▽月～金 午後1時～午後6時30分（学校行事の関係で

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話を
あなたの周りに、不自然な傷や打撲のあとがある、洋服や髪の毛がいつも汚れている、急にやせた、表情が乏しい、夜遅くまでひとりりで遊んでいるなど、「虐待かも…」と思われる子どもがいたら、すぐにお電話ください。
☎あおもり親子はぐくみプラザ（☎017-718-2976）
または児童相談所（全国共通 ☎189）へ

人権擁護委員の表彰について
長年にわたり、人権擁護委員として人権擁護と人権思想の普及に貢献した功績により、次のかたが表彰されました。おめでとございます。
法務省人権擁護局長表彰
▽高松 隆
全国人権擁護委員連合会長表彰
▽田中 昌子
仙台法務局長表彰
▽工藤 美智子
青森地方法務局長表彰
▽塩原 誓子
青森地方法務局人権擁護課
（☎017-776-9024）

午後1時前に開設する場合あり）／長期休業日（春・夏・冬休み）の月～金 午前8時～午後6時30分（早番・遅番あり）／土曜日 午前8時～午後6時（早番・遅番あり）
賃金▽時給980円 ※勤務形態によっては、期末手当の支給あり
申問子育て支援課
（☎017-734-5348）